

第3節 第1次計画に基づく具体的な取組

1 相談・支援体制について

【第1次計画 テーマ1に関連】

早期の教育相談支援体制の整備

- (1) 乳幼児とその保護者への早期教育相談支援体制の充実
- (2) 就学前幼児への「個別の支援計画」作成と適切な就学支援

○県教育委員会では、平成24年度より、文部科学省から「早期からの教育相談・支援体制の構築事業」を受託し、平成24年度から26年度までは南房総市を、平成27年度は柏市と市原市を指定して研究を行いました。併せて、本人や保護者、教職員が「いつでも、どこでも」相談できる体制を整え、幼児児童生徒の生活上または学習上の困難の改善又は克服に努めてきました。また、幼児一人一人の教育的ニーズに応じた支援を進めるため、県では、市町村独自の特色ある「ライフサポートファイル」（「コラム1」参照）の作成について推進してきました。それにより、平成20年度には2市のみでしたが、平成27年度には36市町村が作成に至っています。

○子育て課題の早期相談と支援を促すことを目的に、早期相談支援リーフレット「お子さんのこと いっしょに考えてみませんか？～チーム子育て～」を平成28年3月に発行し、3歳児健診時に全受診者への配布を全市町村に依頼しました。（県教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載）

○発達障害の可能性のある幼児等への支援に必要な情報を「Q&A」形式に取りまとめ、県教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載し、情報の提供に努めてきました。

- ・平成25年3月、「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A」
- ・平成26年3月、「～幼稚園・保育所における～発達障害の可能性のある子供への支援Q&A」



コラム 1 「ライフサポートファイル」とは

県では、障害のある子供について、ライフステージごとに（支援の担い手が変わりやすい移行期においても）一貫した支援が継続的に提供されることを願い、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、ライフサポートファイル（「相談支援ファイル」、「〇〇市支援ファイル」など、呼び方は地域によって異なります）の導入、活用を促進しています。ライフサポートファイルが、就学期に「個別の教育支援計画」に移行する場合がありますし、ライフサポートファイルに就学期以降の「個別の教育支援計画」を組み込んでいるという形式のものもあります。ライフサポートファイルの導入により、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な支援が乳幼児期より継続されていくことが大切です。



- 平成27年3月、「保護者向け早期相談支援Q&A①～就学に関する情報～」
- 平成28年3月、「保護者向け早期相談支援Q&A②～家庭での子育てに関する情報～」(右図)

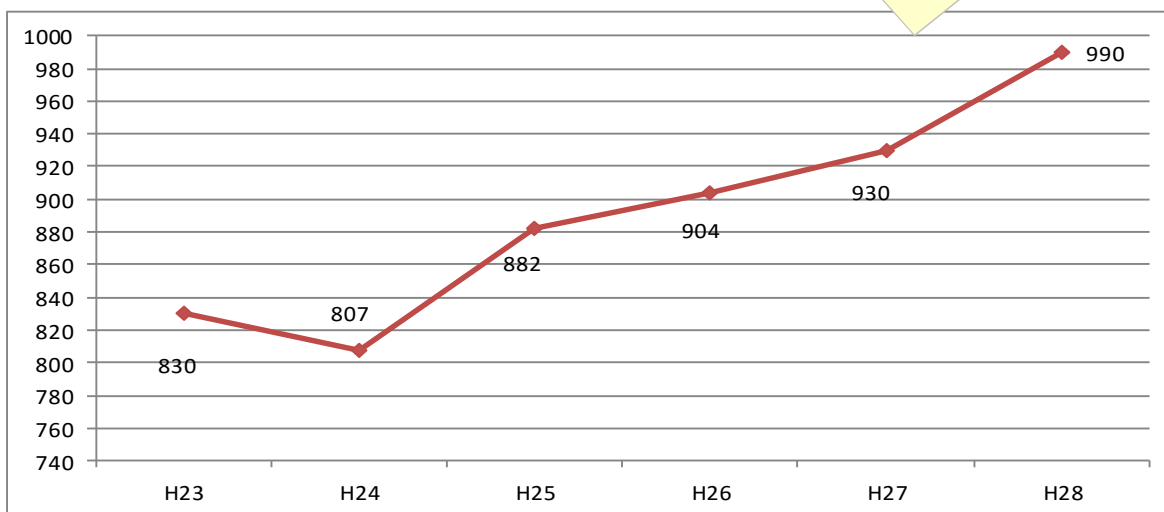


「保護者向け早期相談支援Q&A②
～家庭での子育てに関する情報～」(平成28年3月)

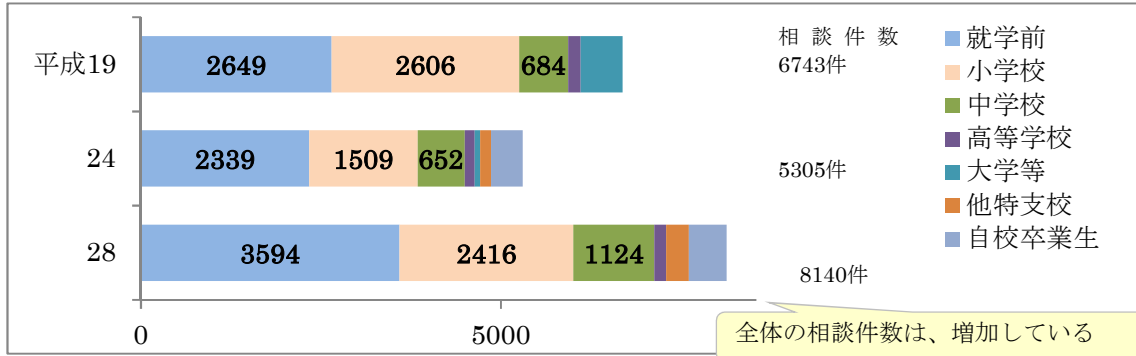
○現在、県専門家チーム、特別支援アドバイザー(「コラム2」参照)、千葉県子供と親のサポートセンター、千葉県総合教育センター特別支援教育部、特別支援学校、市町村教育委員会、市町村教育センター、小・中学校、高等学校等が連携して、特別支援教育に関する様々な相談支援を行っています。(グラフ5～8参照)

○平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先の決定等については、「本人・保護者の意見を最大限尊重するとともに本人・保護者との合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である」こと、「『就学指導委員会』については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、『教育支援委員会』といった名称とすることが適当である」とされました。本県においても、平成26年度より、就学指導委員会の名称を「教育支援委員会」とするとともに、開催回数を1回増やし年間5回とし、本人、保護者の意見の尊重並びに合意形成しつつ、就学後のフォローアップの充実を図っています。

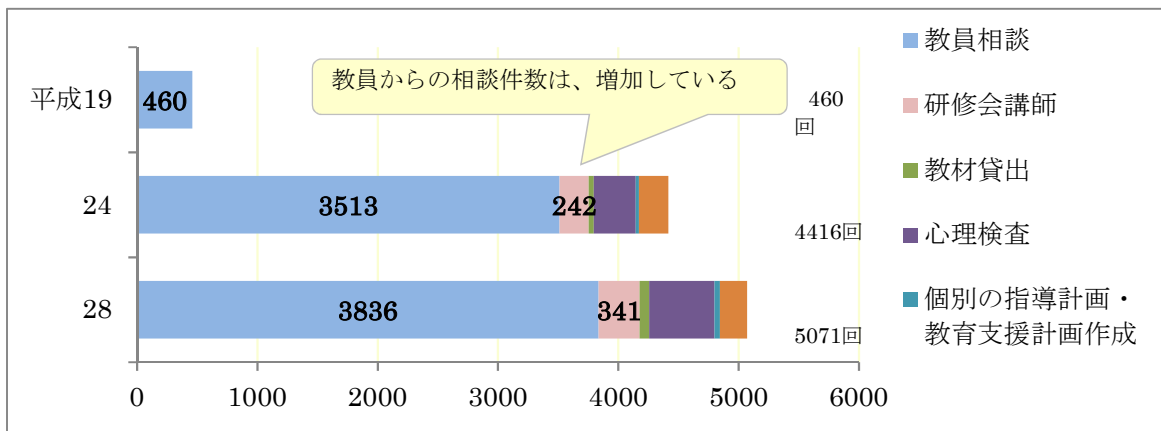
特別支援アドバイザーの派遣回数は、年々増加している。



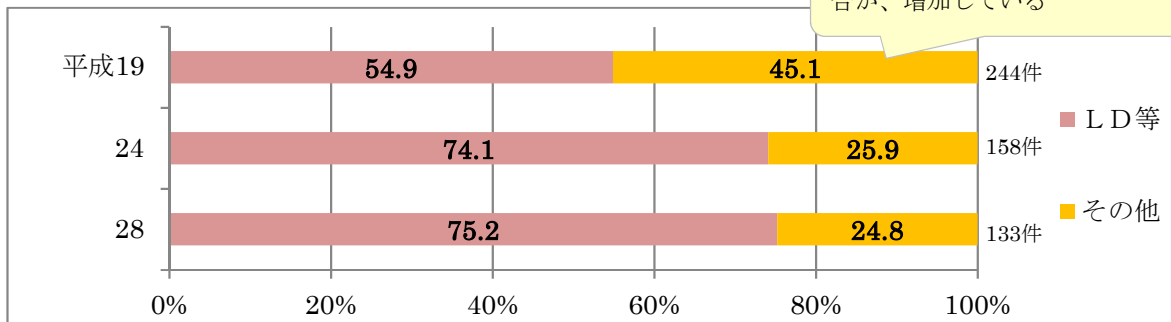
【グラフ5】特別支援アドバイザーを各公立学校へ派遣した件数 (のべ件数)



【グラフ6】 県立特別支援学校が幼児児童生徒の教育について受理した教育相談数（のべ件数）
 ※調査期間 毎年4月1日から翌年3月末まで
 ※大学等は、大学、短期大学、専門学校等をさす。
 ※相談方法は、電話、来校、巡回、メール等



【グラフ7】 県立特別支援学校が教員からの要請に協力した件数（のべ件数）
 ※大学等は、大学、短期大学、専門学校等をさす。
 ※平成19年度は詳細不明のため、総数のみを表記。



【グラフ8】 県総合教育センター特別支援教育部の相談件数とLD、ADHD、高機能自閉症等の割合

コラム

2 「特別支援アドバイザー事業」とは

公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等の特別支援教育の実践を支援する千葉県独自の事業です。各学校等からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」（全国に先駆けて平成16年度から配置した巡回指導職員と、平成19年度から配置した巡回サポーターを統合して平成21年度から特別支援アドバイザー事業を開始）が学校等を訪問します。

「特別支援アドバイザー」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員等に対し、助言・援助を行います。

2 学びを支える状況について

【第1次計画 テーマ2に関連】

- 小・中学校における特別支援教育の整備・充実
- (1) 「分かる授業」の推進と学級における支援の充実
 - (2) 適切な教育的支援のための校内体制による支援の充実
 - (3) 学校を支える校外の支援システムの整備
 - (4) 交流及び共同学習、地域で共に学び育つ教育を推進
 - (5) 特別支援教室（仮称）構想に向けた具体的検討

【第1次計画 テーマ3（2）に関連】

今後の特別支援学校の新たな機能の構築

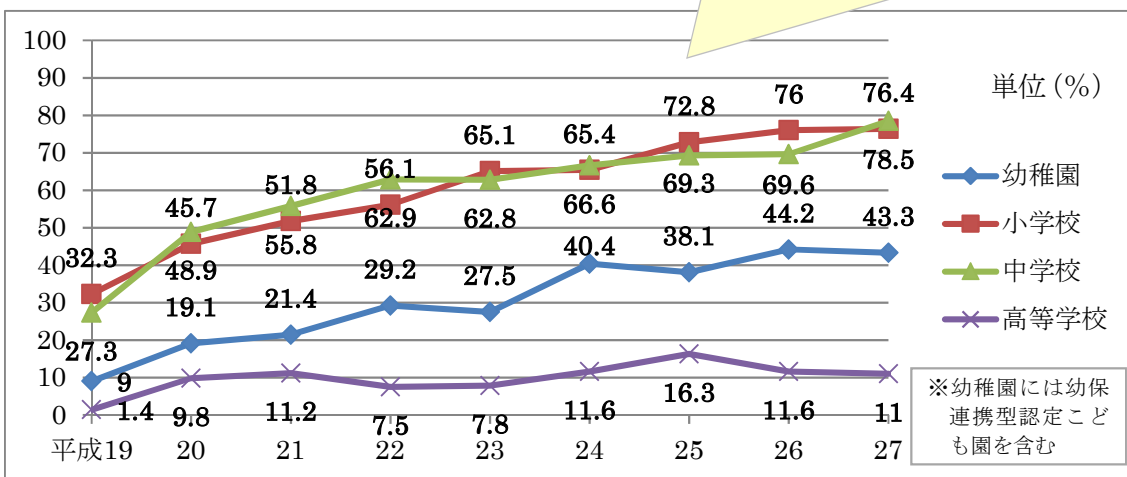
- (1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実
- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

(1) 一人一人の教育的ニーズに応える取組の状況

○一人一人の教育的ニーズに応じた的確な指導・支援を行うために、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」（「コラム3」参照）の作成と活用を進めています。県教育委員会では、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」作成のための資料集や手引きなどを作成し、様々な研修の機会を通して計画作成の意義の理解・啓発に努めています。

○県教育委員会では、幼稚園、小・中学校、高等学校等では障害のある、なしに関わらず全ての幼児児童生徒に分かりやすく、学習や学校生活づくりへの興味や意欲が向上する授業づくり・学級集団づくりのためにリーフレットを配布するなど推進に努めています。

体制整備状況調査によると、校内委員会の設置率、特別支援教育コーディネーターの指名率は高く、公立小・中学校、高等学校では100%となっている。一方、「個別の教育支援計画」の作成率は増加してきているが、まだ低い。



【グラフ9】「個別の教育支援計画」の作成率の推移（公立学校）

※平成28年度より、作成の必要がある幼児児童生徒が在籍する学校（園）での作成率を算出しているため、以下に別途記載（平成28年度以前は、すべての学校（園）での作成率を算出している）

平成28年度 幼稚園→72.3 小学校→96.6 中学校→95.1 高等学校→76.6 単位 (%)

（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む）

第1章

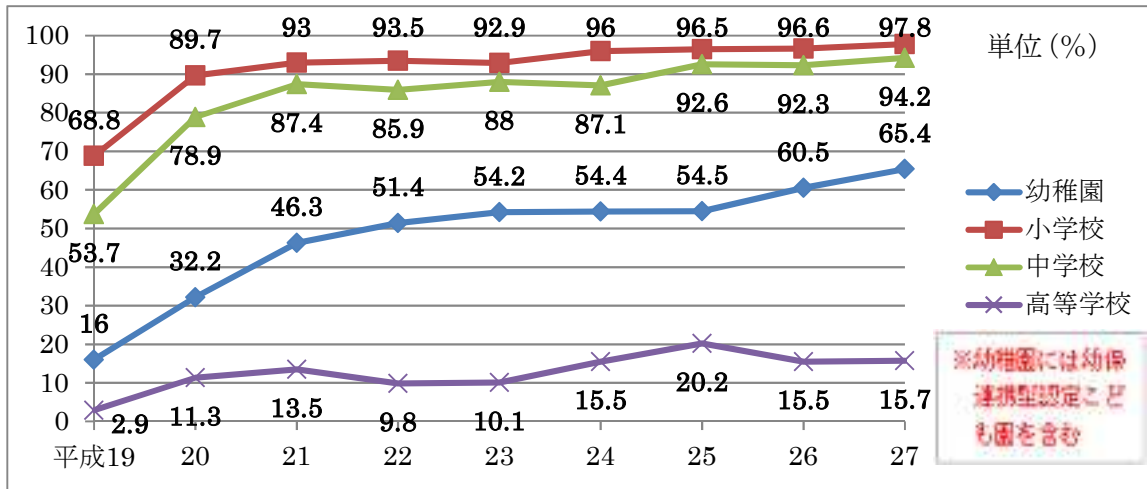
第2章

第3章

第4章

関係資料

「個別の指導計画」の作成率は年々増加してきている。



【グラフ10】「個別の指導計画」の作成率の推移（公立学校）

※平成28年度より、作成の必要がある幼児児童生徒が在籍する学校（園）での作成率を算出しているため、以下に別途記載（平成28年度以前は、すべての学校（園）での作成率を算出している）

平成28年度 幼稚園→85.3 小学校→99.2 中学校→98.6 高等学校→55.6 単位 (%)

（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む）

- 特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口であり、また、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整の役割を担う校内支援体制の推進役です。千葉県では、全ての公立幼稚園、小・中学校、高等学校等及び特別支援学校で特別支援教育コーディネーターが校務分掌に位置付けられています。
- 高等学校における特別支援教育の体制整備が課題であることから、高等学校の特別支援教育コーディネーターの研修会を実施しています。

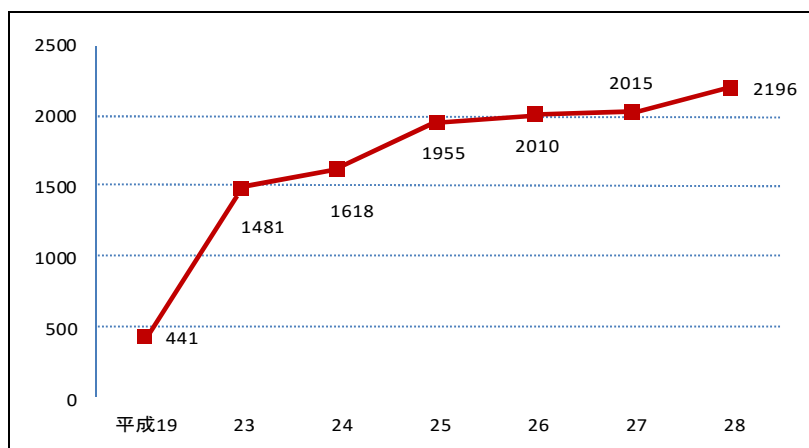
コラム 3 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」とは

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されます。その作成・活用においては、教育のみならず、医療、福祉、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されています。なお、本人・保護者との合意形成により決定した合理的配慮の内容については、「個別の教育支援計画」に記載し、継続した支援に結びつけることが望ましいとされています。

「個別の指導計画」は、指導を行うためのきめ細かい計画で、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込み、学期や学年ごとに作成しています。障害のある幼児児童生徒に対して、その「個別の指導計画」に基づいた指導が行われています。



○学校での学習や生活全般に支援を必要とする障害のある幼児児童生徒を支援するために、市町村における特別支援教育支援員の配置を働きかけています。また、高等学校にも特別支援教育支援員を配置し支援の充実に努めています。



特別支援教育支援員が行う支援内容は、一人一人の状況により異なりますが、教室の移動、食事や衣服の着脱、排泄など身の周りの介助や安全確保の他に、学習時の代筆・代読、パソコン操作、ページめくりなどの補助を行っています。

【グラフ11】幼稚園・小学校・中学校等の特別支援教育支援員配置状況（人数）

幼稚園・小学校・中学校・高等学校に必要に応じて特別支援教育支援員が配置されている

【表4】公立高等学校の特別支援教育支援員配置状況（人数）

年度	19	24	25	26	27	28
配置校数(校)	0	6	7	9	5	8
配置数(人)	0	8 (全日制6・定時制2)	9 (全日制6・定時制3)	11 (全日制7・定時制4)	5 (全日制2・定時制3)	8 (全日制7・定時制1)

○特別支援教育に関する高い専門性を有する20名(平成28年度)の特別支援アドバイザー(「コラム2」参照)を県内5か所の教育事務所に配置しています。公立の幼稚園、小学校・中学校等、高等学校からの要請に応じて派遣し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等の助言を行っています。

派遣要請数は増え、今後も派遣要請が増えていくことが予想される。

【表5】【特別支援アドバイザーの活用状況（派遣実績）】(回数)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
派遣回数	609	773	669	793	830	807	882	904	930	990

※ H19,20年度は、巡回指導職員9名・巡回サポーター9名 合計18名の派遣数

○障害のある幼児児童生徒の自立活動や社会自立に向けた学習のため、優れた専門的知識を有する外部人材を講師として特別支援学校に配置・活用しています。

【表6】県立特別支援学校における外部人材講師数

平成28年度	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	臨床心理士等	言語聴覚士 (ST)	歯科医師等	視覚訓練士	その他	合計
	16	4	9	8	10	1	11	59名
29校に配置								

平成28年度	農耕	縫製	陶芸	木工	染物	皮工芸	福祉	流通	鉄加工	刈刈	フードデザイン	手話通訳	合計
	16	7	9	3	4	2	2	2	2	6	4	2	59名
25校に配置													

○平成25年度より3年間、文部科学省の「特別支援学校のセンター的機能充実事業」を受託し研究を進めました。この事業は、推進地域を指定し、心理職や作業療法士等の専門性を有する外部人材を推進地域内の特別支援学校に配置・活用して特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、推進地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させ、さらに、この推進地域での取組をモデルとして、本県の特別支援教育に資することを目的としたものです。その研究成果の一つとして、平成27年2月に「外部人材活用事例集」を作成しました。（県教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載）

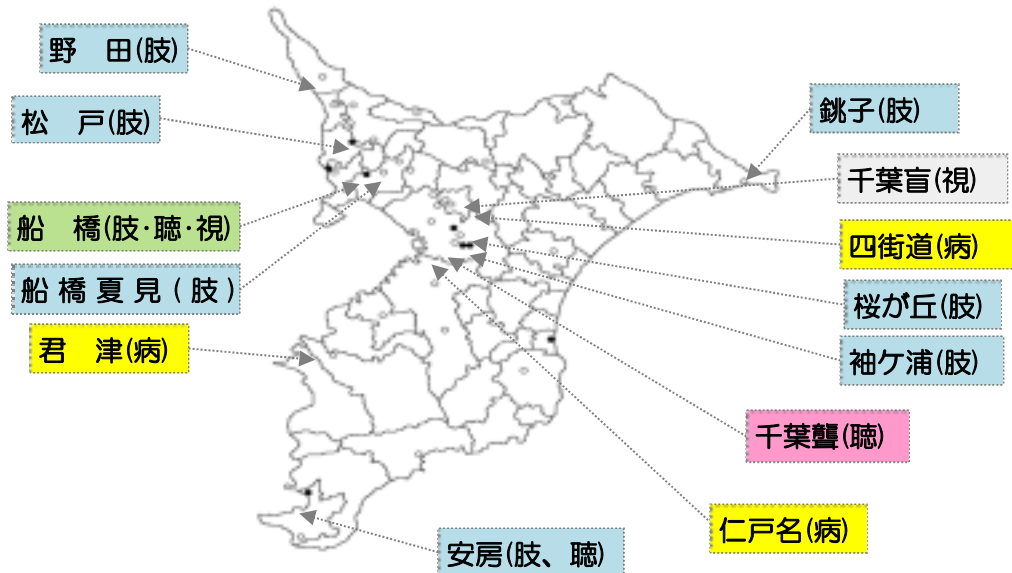


「外部人材集活用事例集」

(平成27年2月)

(3) 小・中学校等と連携した相談支援機能の整備

○特別支援学校は、これまで培った専門性を基盤として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすべく、複数の障害に対応できる教育機能及び支援機能を有するように努めています。特に、「通級による指導」については、平成13年度から実施している聴覚障害の通級指導教室の他に、平成22年度以降、視覚障害、病弱、肢体不自由と対応する障害種を増やし、支援を必要とする小・中学校等の児童生徒へと対応を広げ、全県に展開しています。



【図8】特別支援学校における「通級による指導」実施校（平成28年度）

- 病弱を対象とした特別支援学校では、1か月程度の短期間入院の児童生徒に対しても、必要に応じて「通級による指導」が受けられるように対応しています。
- 高等学校に在籍している生徒が、病気で長期間入院する場合は、一時的な転学を認め、特別支援学校に学籍を移し、退院後、元の高等学校に戻ることができることとしています。
- 長期入院児童生徒の学びの機会の創出や支援の在り方について、ICTの活用を中心に取り組んでいます。
- 医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら発達障害、強度行動障害、精神疾患のある児童生徒の指導・支援の工夫についての研究成果を、県教育委員会のホームページ上で周知しています。

コラム 4 「通級による指導」とは

「通級による指導」は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。

高等学校では平成30年度から制度化されます。

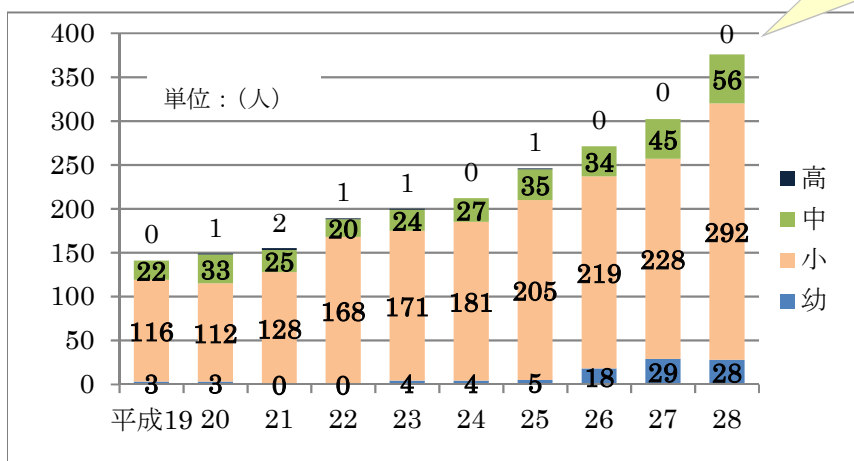
（平成28年12月文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」による）

○県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互の理解や、障害のある幼児児童生徒が地域で学ぶことを積極的に推進しています。

○小・中学校では、通常の学級と特別支援学級とが交流及び共同学習（「コラム5」参照）を行っています。例えば、特別支援学級の児童生徒個人が通常の学級の集団に入る形の他、通常の学級と特別支援学級が合同で活動する形などがあります。

○特別支援学校では、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うという「居住地校交流」を行っています。また、特別支援学校と小・中学校等が学年単位や学校単位で行う「学校間交流」も行われています。学校間交流は平成21年度は275回でしたが、平成28年度には、432回に増加してきています。

対象や活動場面を工夫することで、実施人数や実施回数は年々増えている。



【交流及び共同学習の主な活動】
 ○音楽や体育等での交流又は共同学習
 ○学校行事への参加
 ○地域行事への参加等

【グラフ12】 県立特別支援学校における居住地校交流の取組状況（実施人数）

コラム 5 「交流及び共同学習」とは

我が国は、障害の有無、文化や人種等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのために、平成16年6月に障害者基本法が改正され、「交流及び共同学習」が実施されるようになってきました。

交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。障害のある幼児児童生徒が障害のない幼児児童生徒と共に活動することは双方の社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、幼児児童生徒の実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。



(5) 様々な困難を抱える幼児児童生徒への支援

① 医療的ケア（「コラム6」参照）が必要な幼児児童生徒への支援

医療的ケアが必要な幼児児童生徒が、学校で安心して学習や生活ができるよう、対象となる幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置しています。また、修学旅行等における健康や安全を確保するため、医師や看護師が同行しています。

【表7】 公立特別支援学校の医療的ケア実施体制の整備

※看護師人数は週30時間勤務を1人としてカウント

年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
実施校数(校)	15	18	21	20	21	21	20	20	22	27
対象者数(人)	96	100	114	119	132	135	155	169	166	195
配置看護師数(人)	21	26	32	37	41	43	45	49	55	62

(各年5月1日現在)

【表8】 県立学校の修学旅行等における医療的ケア実施体制の整備 ※医師・看護師はのべ人数

年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
特別支援学校(校)	15	16	18	17	22	22	15	21	20	25
高等学校(校)						0 (1)	2 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)
配置医師及び看護師数(人)	53	47	55	55	58	66	51	65	76	100

※ () 内の数字は、介助員を同行させた高等学校数 (各年5月1日現在)

コラム 6 「医療的ケア」とは



たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を注入する経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになったことを受け、特別支援学校の教員についても、制度上実施することが可能となりました。

特定行為（実施できる行為）は、①口腔内の喀痰吸引②鼻腔内の喀痰吸引③気管カニューレ内部の喀痰吸引④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養⑤経鼻経管栄養、とされています。

（「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」平成23年12月9日 文部科学省より抜粋）

医療的ケアを実施するには、幼児児童生徒の状態によって一定数の看護師の配置が適切に行われることが重要です。

千葉県教育委員会では、「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」を作成し、毎年度、内容の更新を行っています。

千葉県では、この「医療的ケアガイドライン」において「医療的ケアの内容及び医療的ケア実施基準」を示し、このガイドラインを踏まえ、医師の指導のもと、特別非常勤講師として雇用した看護師と教員等の相互連携により医療的ケアを実施しています。

②登校が困難な児童生徒への支援

入院など様々な事情で登校が困難な児童生徒の学習の機会を保障するため、特別支援学校では学校教育法施行規則第131条に基づき、訪問による指導を行っています。最近はICT機器を活用した指導の工夫（「コラム7」参照）が様々な形で試みられており、その効果が期待されています。

【表9】 公立特別支援学校訪問教育の実施状況 (単位：人)

年度	訪問教育実施校数	児童生徒数			訪問先区分					
					家庭		病院		施設	
		小・中	高	計	小・中	高	小・中	高	小・中	高
19	24	64	22	86	45	13	16	8	3	1
24	22	65	20	85	50	14	13	6	2	0
25	25	72	26	98	53	20	17	5	2	1
26	25	74	26	100	53	17	17	7	4	2
27	26	65	27	92	51	17	8	7	6	3
28	27	67	26	93	50	20	14	6	3	0

(各年5月1日現在)

コラム 7

病気等で入院中の児童生徒に対するICTを活用した「遠隔授業」とは

病気等で入院中である児童生徒の学習においては、通院や入退院による学習の空白を補うためにICT（Information and Communication Technologyの略で「情報通信技術」を指します）の活用が有効であるとされています。

同年代の児童生徒や親元から離れて入院生活を送る児童生徒にとっては、学習はもとより、家庭や前籍校などとの交流や情報収集が欠かせないだけに、通学の必要のない遠隔授業や時間や空間に制限されないネットワークは、その特性から児童生徒が自らの生活を豊かにしていく上で有用な方法ということができ、病気による運動や生活の規制がある児童生徒の学習環境を大きく変える可能性があります。

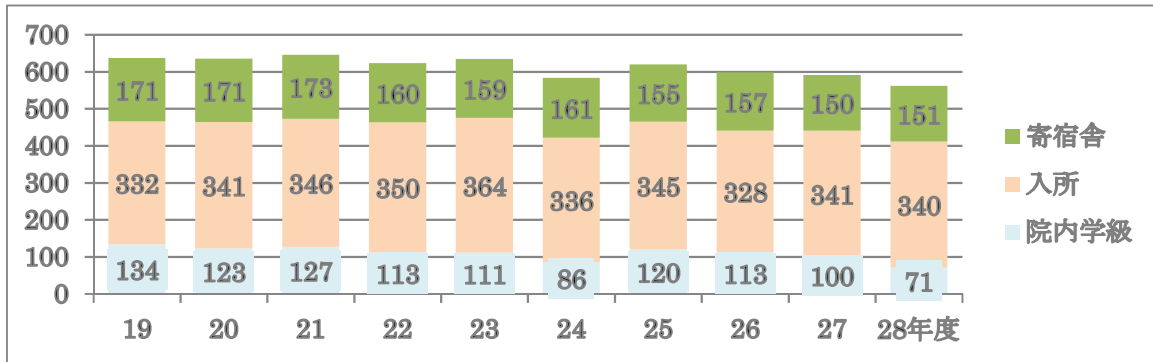
また、これらは、学習上の効果を高めるだけでなく、意欲や心理的な安定など、心理的な面においても効果があるとされています。



③家庭から離れて生活しなければならない幼児児童生徒への支援

入院や施設入所など家庭から離れて生活しなければならない児童生徒がいます。

平成28年度、県内の特別支援学校6校に病院と連携した院内学級、7校に寄宿舍（「コラム8」参照）があります。また、特別支援学校18校では児童福祉施設から通学する児童生徒がいます。各施設関係者と教職員が連携を図り、児童生徒へのより良い指導・支援に努めています。



【グラフ13】入院・入所・寄宿舍児童生徒数（公立） 各年5月1日現在（単位：人）

コラム 8 「特別支援学校の寄宿舍」とは

特別支援学校は学校数が少なく、視覚障害者を対象とした県立特別支援学校は県に1校（県立千葉盲学校）、聴覚障害者を対象とした県立特別支援学校は県に2校（県立千葉聾学校・県立安房特別支援学校館山聾分校）しかありません。また、他の特別支援学校では、通学用のバスを用意して、通学の利便性を図っていますが、全ての地区を網羅することは不可能です。バスを利用したとしても、立地によっては通学するだけで時間も体力も使ってしまうことが考えられますので、千葉県では学校教育法78条に基づき、7つの特別支援学校に寄宿舍を併設しています。概ね小学部5年生以上の児童生徒が対象で、平成28年5月現在、151名が入舎しています。

寄宿舍は障害を考慮して設計されており、寄宿舍指導員や舎監と呼ばれる宿直の教員も常駐しています。

特別支援学校の寄宿舍は、教育機関の一部としての役割ももっています。自力でできることはなるべく自分でいき、どうしても難しい場合には助けを借りることが基本です。洗濯や清掃も可能な限り行います。

寄宿舍生は、土日や祝日は自宅に帰ることとなります。これは、学校を卒業した後、社会に出て自立して生活するための実地的な練習にもなっています。



3 特別支援学校の状況について

【第1次計画 テーマ3（1）に関連】

今後の特別支援学校の新たな機能の構築

- (1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実
- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

○特別支援学校の多くは、昭和54年に養護学校の義務化が制度化されてから昭和60年代にかけて設置されたため、学校の施設・設備の老朽化への対応が必要になっています。また、学校周辺の環境や社会生活に関する状況なども開校当時とは状況が大きく異なり、通学路の安全確保、スクールバスの運行方法の変更など、学校運営についても変更や改善が必要な場合があります。

○県立特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化等の過密状況に対応するため、平成23年3月に「県立特別支援学校整備計画」を策定しました。この計画により、1,240人程度の過密状況に対応したところです。

【表10】【平成19年度以降の県立特別支援学校 開設校】

※（ ）は設置学部

年 度	開 設 校
20	安房特別支援学校鴨川分教室（小・中）
21	柏特別支援学校流山分教室（高）
22	特別支援学校流山高等学園第二キャンパス（高）、我孫子特別支援学校清新分校（高） 市原特別支援学校つるまい風の丘分校（高）
(23年3月)	(県立特別支援学校整備計画策定)
24	特別支援学校市川大野高等学園（高）、印旛特別支援学校さくら分校（高）
25	安房特別支援学校館山壘分校（幼・高）
26	湖北特別支援学校（高）
27	習志野特別支援学校（小）、船橋夏見特別支援学校（中・高）、矢切特別支援学校（小・中・高）、飯高特別支援学校（小・中・高）、大網白里特別支援学校（小・中・高）
28	君津特別支援学校上総湊分教室（小・中）
29	栄特別支援学校（小・中・高）

<太字は整備計画で対応した学校>

○スクールバスの長時間乗車の解消や、車椅子乗車が可能なバスの配備など、児童生徒の健康面で負担の少ない安全な通学に向けて努力しています。

○特別支援学校は、これまで培った専門性を基盤として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすべく、複数の障害種に対応できる教育機能及び支援機能を有するように努めています。

4 自立と社会参加について

○中学校特別支援学級の卒業生の進路は、ほとんどが進学であり、卒業生の70%程度が、特別支援学校高等部に進学しています。

【第1次計画 テーマ4に関連】

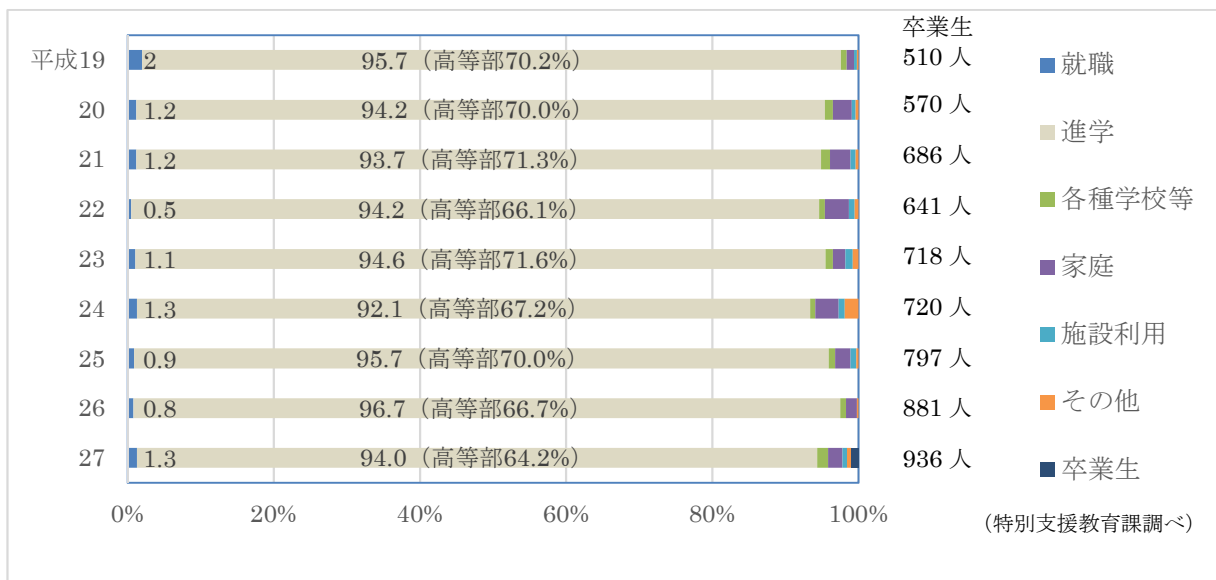
後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

- (1) 将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実
- (2) 「個別移行支援計画」に基づく就業支援ネットワークの充実
- (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり

【第1次計画 テーマ5に関連】

卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

- (1) 障害のある人の学びの機会と場の充実
- (2) 特別支援学校の学校開放講座等の充実
- (3) 関係機関等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築



【グラフ14】中学校特別支援学級卒業生の進路状況 ※進学の（ ）内は 高等部へ進学した率

コラム 9 「就労支援コーディネーター」とは

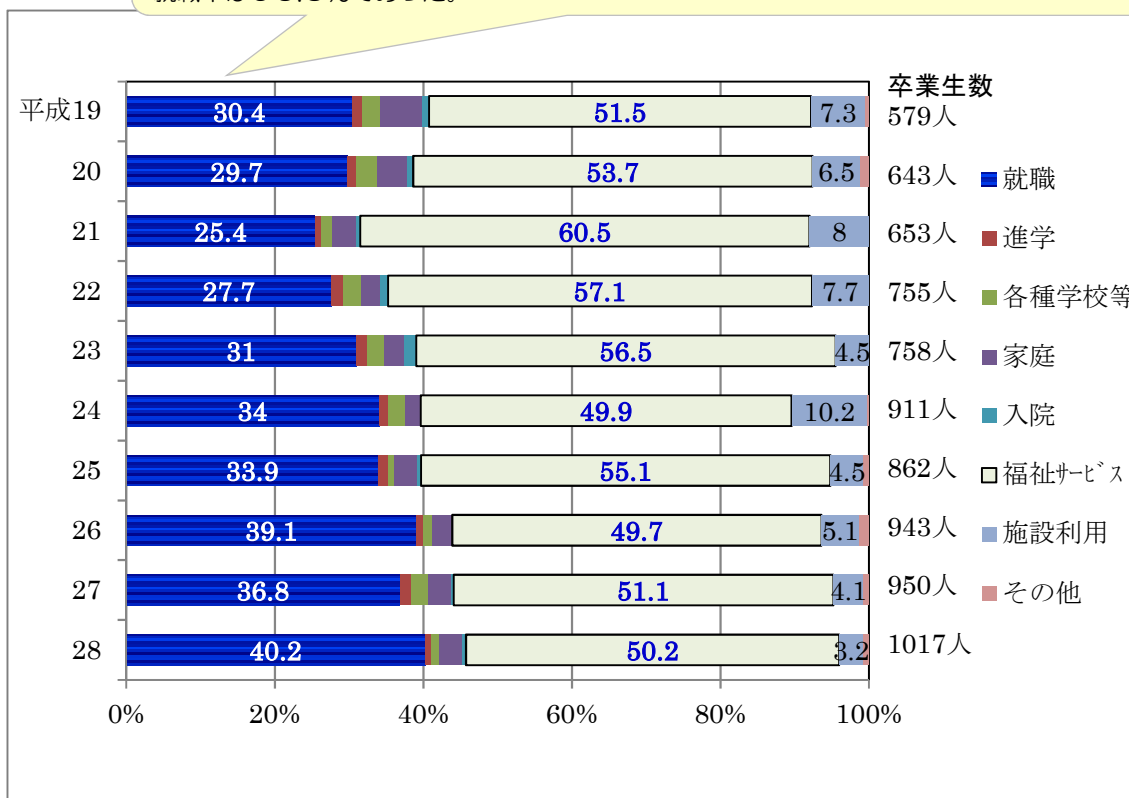
特別支援学校の就労に向けた取組においては、進路指導主事等による実習先の確保、全県を学区とした専門学科、普通科職業コースの設置により、実習先・就労先の重なり等が課題となっていました。

そこで、県教育委員会では、地域の拠点となる県立特別支援学校の教員の中から「就労支援コーディネーター」を指名して、実習・就労先ネットワークの全県的な連絡調整、実習・就労先との連携のための手続きや書類等の統一などを行うようにしました。

また、県の産業人材課や障害福祉事業課では、障害者キャリアセンターなど県内の施設16か所を障害者就業・生活支援センターに指定し、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携して、障害のある方の生活指導・助言・職業準備訓練のあっせんを行っています。障害者就業・生活支援センターには、職業訓練の支援を行う「企業支援員」、生活支援を行う「生活支援員」が配置されています。

○特別支援学校では、就労を目指す高等部生徒への支援の充実を図るため、平成23年度から就労支援コーディネーター（「コラム9」参照）を指名しています。平成28年度は、特別支援学校28校に31名の就労支援コーディネーターを指名するとともに、就労支援のネットワークを構築して企業や関係機関との連携の強化に努めています。

平成28年度の特別支援学校卒業生のうち、約53%が障害福祉サービス・施設利用、約40%が就職となっている。また、就職希望者429人のうち実際に就職した生徒は409人で、就職率は95.3%であった。



【グラフ15】 公立特別支援学校高等部卒業生の進路状況

コラム 10 「障害者雇用率制度」とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けています（これまでは、身体障害者・知的障害者と限定されていましたが、平成28年4月1日から、「障害者」と一括され、具体的には精神障害者が障害者の枠に入りました）。

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定しています。

この法定雇用率については、平成28年4月1日現在、以下のようになっています。

- 民間企業 1.8% ⇒ 2.0%
- 国、地方公共団体等 2.1% ⇒ 2.3%
- 都道府県等の教育委員会 2.0% ⇒ 2.2%

また、併せて、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わっています。

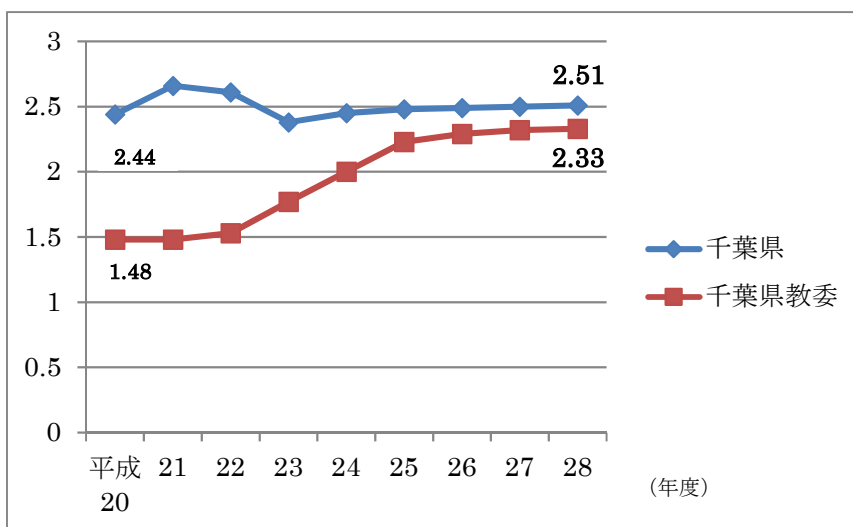


- 特別支援学校が培ってきた障害のある生徒への就労支援のスキルを、高等学校に在籍する障害のある生徒の進路指導等に役立てる取組も始まっています。
- 卒業後の社会生活の充実を図るため、在学中から医療機関や地域の福祉等の関係機関との連携を図っています。
- 生徒が、卒業後に地域社会と関わっていくことへの関心を高めたり、余暇利用の方法を学んだりするなど、将来、社会で自立した生活を送るための学習を教育課程に位置付け取り組んでいます。また、多くの特別支援学校で卒業生を対象に同窓会等が組織され、余暇活動や生活相談などに対応しています。
- 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターなどが開催する障害者向けの様々な行事（健康増進、仲間づくり、教養講座等）も行われ、最近は年間2,000人を超える参加があります。
- さわやかちば県民プラザでは、障害のある方を対象とした体験活動講座が行われ、年間7回の講座にのべ200人以上が参加しています。

県教育委員会では特別支援学校の卒業生を含め、積極的な障害者雇用に努めている。【グラフ16】平成28年度は、特別支援学校の卒業生等を、県立学校の嘱託技能員及び調理員として39名雇用している。

【表11】県立学校の「学校技能員等嘱託職員」における障害者雇用の状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
雇用先	高等学校4校 特別支援学校 4校	高等学校11校 特別支援学校 4校	高等学校18校 特別支援学校 7校	高等学校27校 特別支援学校 10校	高等学校41校 特別支援学校 13校	高等学校34校 特別支援学校 10校	高等学校26校 特別支援学校 12校
学校 技能員 (人)	8	16	24	34	49	39	33
調理員 (人)	—	—	2	4	6	6	6



県教育委員会では、障害者雇用推進プロジェクトチームを設置し、障害のある方の積極的な雇用に努めてきました。平成28年度は、13人(政令算定数210人※)採用し、法定雇用率2.2%を達成しています。

※政令算定数：重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人を2人としてカウント

【グラフ16】千葉県教育委員会における障害者雇用率の推移

5 教員の専門性の向上について

【第1次計画 テーマ6に関連】

学校と教員の専門性の維持・向上

- (1) 学校、教員の専門性の維持・向上
- (2) 特別支援学校教諭免許状保有率の一層の向上
- (3) 特別支援学校のセンター的機能充実のための教員配置
- (4) 異校種間の人事交流の推進
- (5) 理学療法士、作業療法士等の専門職の活用

- 全ての学校で特別支援教育が推進されるためには、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を有することが重要であることから、学校や教員の研究・研修の機会の充実に努めるとともに、「特別支援学校教諭免許状」の積極的な取得を働きかけています。
- 特別支援教育推進体制の充実、特別支援学校の支援機能の充実、学校及び教員の専門性の維持など、様々な視点から、教員の適切な配置や人事交流に努めています。人事交流を積極的に行うことで、小・中学校、高等学校における教職員の特別支援教育についての専門性の向上が図られています。
- 特別支援教育の推進は、全ての学校種において重要であり、県全体の特別支援教育を推進していくため、平成28年度実施の「平成29年度教員採用選考」から「特別支援学校」の採用枠を「特別支援教育」の採用枠に変更しました。
- 県教育委員会では、特別支援学校の教員には特別支援学校教諭免許状保有者を採用しています。また、学校種を超えて特別支援学校への人事交流を行った者は優先的に免許取得のための認定講習を受講できるようにしています。その状況のため、県内の特別支援学校全体の保有率は80～85%で推移しています。（「コラム11」参照）

コラム 11 「特別支援学校教諭免許状」とは

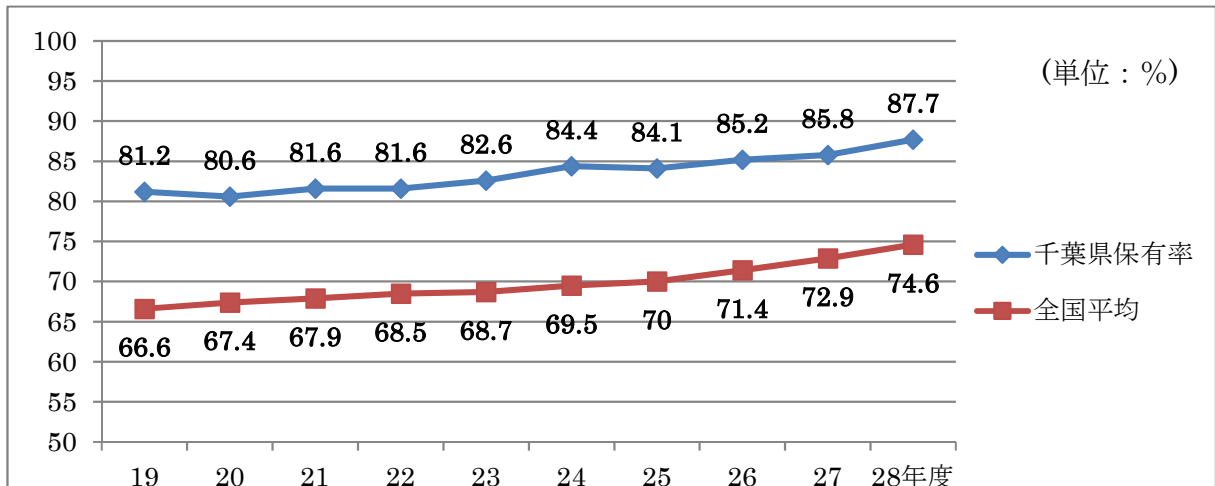
特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならないと教育職員免許法に定められています。ただし、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることができるとも記されています。

しかし、特別支援学校教員の専門性の維持・向上のためには、特別支援学校教諭免許状は欠かせないものであるため、県教育委員会では、夏季休業中に認定講習を開催して、その取得を促進しているところです（特別支援学校教員の取得率については、平成28年度、全国平均の取得率74.6%のところ、千葉県では88.3%となっています）。

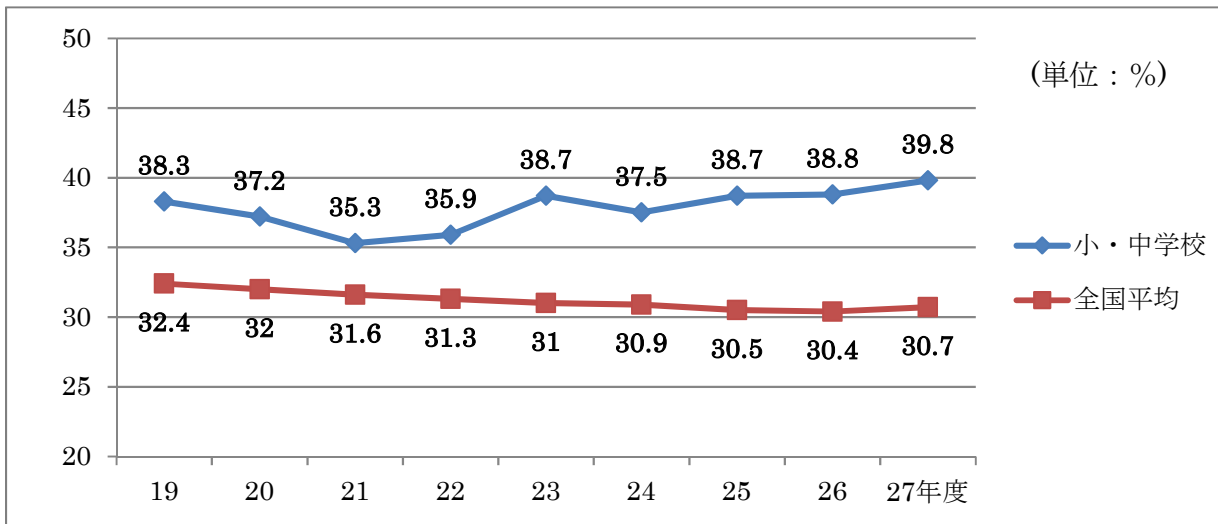
特別支援学校教諭の普通免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されており、それぞれの取得に必要な基礎資格、単位数等が定められています。

なお、特別支援学級担任や、通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はありませんが、県教育委員会では、特別支援学校教員同様にその取得を勧めているところです（特別支援学級担任の取得率については、平成27年度、全国平均の取得率30.7%のところ、千葉県では39.8%となっています）。





【グラフ17】千葉県の公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有率の推移



【グラフ18】千葉県の公立小・中学校特別支援学級における特別支援学校教諭免許状の保有率の推移

○教職員の資質向上、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、県総合教育センターにおいて、各教員の教職経験やニーズに応じた様々な研修を実施しています。また特別支援学校が開催する研修会等を、近隣の幼稚園、小・中学校及び高等学校等の教職員研修の機会として提供するなど、地域の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）の充実を目指した取組が進んでいます。

○県総合教育センターでは、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底し、障害特性の理解促進を図るとともに、適切な指導・評価の実践が広がるよう、指導者のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設など、支援環境づくりを推進しています。

○県教育委員会では、特別支援教育に係る課題について学校を指定して調査研究を行い、研究発表会等を開催して、その成果を本県の特別支援教育推進に役立てています。